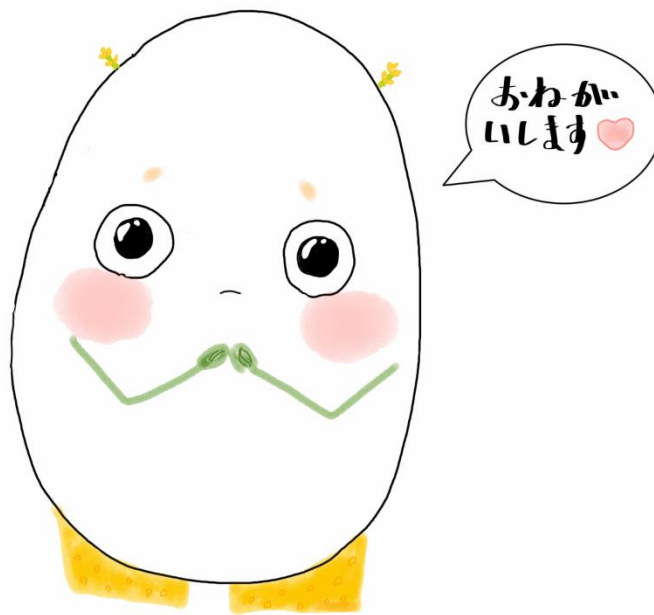


# 令和7年度 第2回（第6期第1回）

## 安平町未来創生委員会

### 議 案

#### 安平町への移住をおねがいする顔



令和5年度卒業の早来学園9年生が授業で作成した町非公式キャラクター「あびたまなっちー」

子ども達にも安平町に親しみを持ってほしいと願いから創られた。

日 時 令和7年8月27日（水）13時30分～

場 所 安平町役場 総合庁舎（大会議室）及びオンライン

## 【会議レジュメ】

### 1 開 会

### 2 委嘱状交付

### 3 町長挨拶

### 4 安平町未来創生委員会委員及び外部有識者 自己紹介 . . . . . P 1

### 5 議 事

#### (1) 委員長及び副委員長の選出について

委員長： \_\_\_\_\_ 副委員長： \_\_\_\_\_

○安平町未来創生委員会条例

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置き、委員長は、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

#### (2) 安平町未来創生委員会の役割等と本日の議題について . . . . . P 2

#### (3) 第3次安平町総合計画策定に係る諮問について . . . . . P 8

#### (4) 第3次安平町総合計画策定について . . . . . P 9

➤ これまでの振り返り（第5期での取り組み）

➤ 今後の進め方（第6期での取り組み想定）

### 6 そ の 他

### 7 閉 会

## 【議事（２）安平町未来創生委員会の役割等と、本日の議題について】

### 安平町未来創生委員会

○未来創生委員会委員 14名以内(非常勤特別職)

○委員会は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の有識者に出席いただき、その説明及び意見を求めることとしています。

■任期2年（令和7年7月31日～令和9年7月30日）

#### ○報酬と費用弁償

「安平町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき、

委員長：3,500円／回

他委員：3,000円／回

また、右の表に基づき、お住いの地域によって規定される距離に応じたお車代を出席者に対してお支払いします。

@37円／km

※外部有識者の方は、これと別枠

#### ○開催頻度

例年は、2回／年

本年度及び来年度は、増加の見込み

| NO | 地区名                                       | 早来総合庁舎までの距離 | 追分総合支所までの距離 |
|----|-------------------------------------------|-------------|-------------|
| 3  | 安平(安平駅)                                   | 7km         | 7km         |
| 4  | 遠浅(遠浅駅)                                   | 6km         | 18km        |
| 5  | 早来瑞穂(みずほ館)                                | 9km         | 9km         |
| 6  | 早来緑丘(緑丘会館)                                | 8km         | 10km        |
| 7  | 早来守田(守田小跡地)                               | 4km         | 13km        |
| 8  | 東早来(すずらん橋)                                | 9km         | 11km        |
| 9  | 早来北進(北進会館)                                | 2km         | 12km        |
| 10 | 早来新栄(第1新栄会館)                              | 9km         | 16km        |
| 11 | 早来新栄(第2新栄会館)                              | 5km         | 18km        |
| 12 | 早来源武(源武会館)                                | 6km         | 19km        |
| 13 | 早来富岡(種苗管理センター)                            | 6km         | 18km        |
| 14 | 追分本町・追分花園・追分若草・追分柏が丘・追分緑が丘・追分青葉・追分白樺・追分中央 | 13km        | 0km         |
| 15 | 追分旭(旭神社)                                  | 22km        | 9km         |
| 16 | 追分向陽(旭陽会館)                                | 20km        | 7km         |
| 17 | 追分美園(慶町橋)                                 | 16km        | 3km         |
| 18 | 追分春日(明春辺神社)                               | 10km        | 5km         |
| 19 | 追分弥生(明春辺会館)                               | 11km        | 4km         |
| 20 | 追分豊栄(豊栄会館)                                | 11km        | 3km         |

#### ○委員及び外部有識者のみなさまの役割

安平町未来創生委員会条例（抄）

（所掌事務）

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。

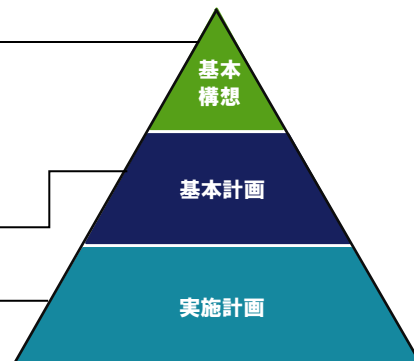
- （１） 安平町まちづくり基本条例（平成25年安平町条例第32号）第23条に規定する総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関する事項
  - （２） その他町長が特に必要と認める事項
- 2 前項に掲げるもののほか、委員会は、次に掲げる事項に関し、町長に意見を述べることができる。
- （１） まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に規定するまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画の策定、見直し及び進行管理に関する事項
  - （２） 総合計画の見直し及び進行管理に関すること。
  - （３） その他町長が特に必要と認める事項

## 【第２次安平町総合計画の構成と期間】

- **基本構想（10年間）** H29-R8  
当町の将来像や政策・施策の大枠を示す長期的な指針

- **基本計画（前期２年間、中期４年間、後期４年間）** H29-H30      R1-R4      R5-R8  
基本構想を実現するための中期的な指針。政策を分野別にまとめ、現状と課題からみる事業の方向性などを示し、達成度を測るための成果指標を設定している。

- **実施計画（３年スパンで、毎年度見直し）**  
基本計画に基づいた個別具体の事業を立案



○本編及びダイジェスト版のホームページへの掲載



<https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku>

※紙配布の方へは、「基本構想」ダイジェスト版を同封しています。

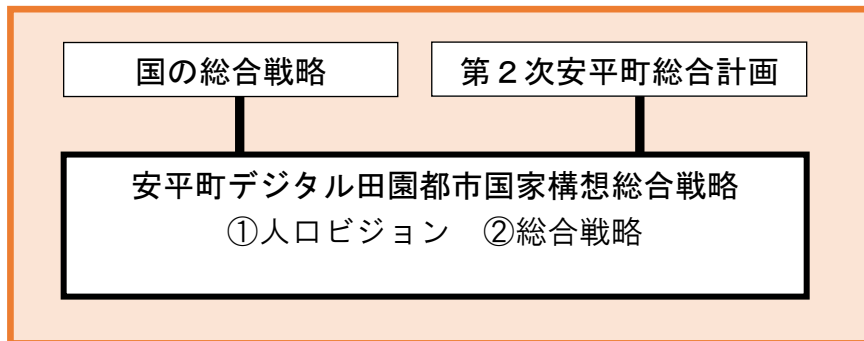
## 【安平町デジタル田園都市国家構想総合戦略の位置づけと期間】

### ①総合戦略の位置づけと策定背景

まち・ひと・しごと創生法第10条で策定が義務付けられるものであり、当町では第2次安平町総合計画の下位計画として位置付けています。

コロナ禍での社会情勢の変化を教訓に、デジタルの力を活用した地域課題の解決を加速化・深化することが国全体の方針として示されたことを受けています。

[安平町総合計画との関係]



### ②計画期間

令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5か年としています。

## ▶▶▶R5-9 安平町デジタル田園都市国家構想総合戦略【策定（改訂）概要】

### 地域ビジョン（目指すべき理想像）

地域資源の活用、潜在能力の発見及びデジタル技術の活用による  
「子育て世代に選ばれるまち」「生涯住み続けることができるまち」の実現を目指す

#### 【考え方】

大きな部分での目指す理想像は変えず、当町がこれまで取り組んできたC F C Iやあびら教育プラン、早来学園の開校など子育て・教育環境の充実化のほか、オーガニックビレッジ宣言やカーボンニュートラルに向けた取組み展開など、安平町の特色を活かしながらも時代のニーズに合った持続可能なまちづくりを地域の個性や魅力として捉えるとともに、新たな視点として盛り込まれた「デジタルの力を活用した地方創生の加速化・深化」に向けて取り組んでいくもの。

### デジタル技術を活用した取組み（抜粋）

既存・新規問わずデジタル技術を活用した各種施策・取組みを戦略に盛り込むことで、地域課題の解決やさらなる発展を図るもの。※戦略内では、デジタル関連の取組みが一目でわかるよう太字で表示

また、情報発信分野において、新たに「（３）町のデジタル化推進」という施策を追加し、デジタル基盤やデジタル人材の育成・確保、誰一人取り残されないための取組みを掲載

05回遊交流分野は該当の取組みなし

| 01 雇用                                                                                                      | 03 教育                                                                                                                                                                                      | 04 暮らし                                                                                                                                                                                                                                             | 06 情報発信                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>● 企業の滞留を促すためのコワーキングスペースやシェアオフィスの整備</li><li>● サテライトオフィス誘致事業</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>● GIGAスクール構想の推進（プログラミング学習の支援・実践、ICT機器、デジタル教材等の教育環境の整備）</li><li>● 教育D Xの推進（教員向けテレワークシステム導入、デジタル人材の確保など）</li><li>● デジタル社会に対応した学習機会の提供及び調査・研究</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>● 定住促進事業（移住オンラインツアーなど）</li><li>● リモートワーク等の推進による都市部からの移住促進</li><li>● 施設運営・管理のデジタル化推進</li><li>● 情報通信基盤の整備（公共施設のW i - F i整備）</li><li>● 医師等と患者（町民）との間での遠隔診療体制の導入検討</li><li>● 商業後継者確保に向けた継業バンク・オンライン問合せ</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>● マイナナンバーカードの普及促進</li><li>● オンライン町役場・移動町役場サービスの導入検討</li><li>● 地方税統一Q Rコードを活用した電子納付への対応</li><li>● スマートフォン教室の開催</li><li>● デジタルスキルのリスキリング事業（必要なスキルや知識の習得）</li></ul> |
| 02 子育て                                                                                                     |                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                        |
| <ul style="list-style-type: none"><li>● デジタル機器を活用したリモートでの健康相談</li></ul>                                    |                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                        |

## 【議事（２）安平町未来創生委員会の役割等と、本日の議題について】

○本編及びダイジェスト版のホームページへの掲載

<https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku/1362>



### 安平町デジタル田園都市国家構想総合戦略

地域ビジョン（目指すべき理想像）

地域資源の活用、潜在能力の発見及びデジタル技術の活用による  
「子育て世代に選ばれるまち」  
「生涯住み続けることができるまち」  
の実現をめざす

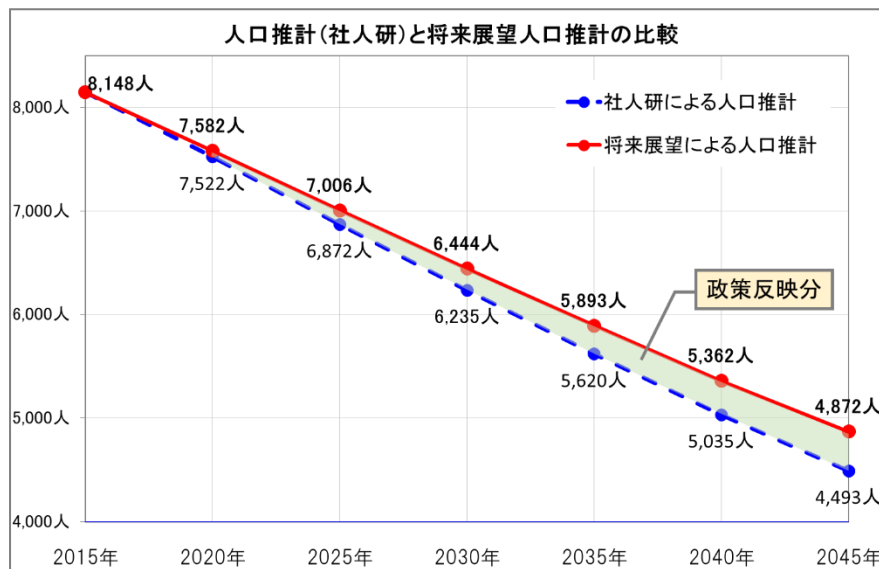
令和6年2月策定



## 【総合計画と総合戦略の関係性】

- ・ 総合計画は、10年後の将来像を設定するもの
- ・ 総合戦略は、デジタル活用の視点で将来をみるもの
- ・ 総合計画と総合戦略は、目指す方向性やゴールは同じ！

## 【安平町が目指すゴール】～総合計画と総合戦略で示す目的



社人研が推計した4,493人よりも多い4,872人を目指す、つまり、人口減少を抑制することが目的／ゴールと設定されている。

## 【ゴールを目指す理由】～総合計画と総合戦略の根底にあるもの

人口減少による次の懸念を示している。

- ・ 公共サービスの質と量の低下
- ・ 地域コミュニティ機能の低下



まちの持続可能性に課題

【これを解決するための定性的目標】～総合計画と総合戦略の目的達成へ

「子どもが元気だと、高齢者も元気！」

「マチの未来には、若者の力が必要！」（アンケートで寄せられたご高齢の方の声）

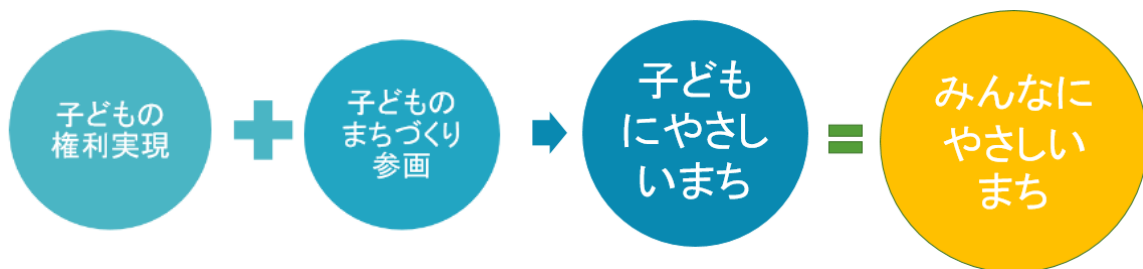


あらゆる世代の人々が、できる範囲でまちづくりに関わる（基本構想）



目標：まちの皆さんの主体性を育む支援をすること

参考：安平町が進めるまちづくりの理念「子どもにやさしいまちづくり（CFCI）」



Child  
Friendly  
Cities  
Initiative

unicef   
for every child

## 【この後の議題】

---

### （３）第３次安平町総合計画策定に係る諮問について

【安平町未来創生委員会条例第２条第１項第１号関係】

令和８（２０２６）年度で第２次安平町総合計画の期間が満了することから、第３次総合計画の策定に向けて準備を進めます。

そこで町長より、この未来創生委員会に対して次期計画の策定について「諮問」させていただきたいと考えます。

### （４）第３次安平町総合計画策定について

【安平町未来創生委員会条例第２条第１項第１号関係】

本年７月３０日まで任期のあった第５期目の委員会の中で、第３次総合計画に関してお話ししてきたことを振り返ります。

そのうえで、第６期となる新しい委員会の中で進めていきたいことを共有させていただきます。

#### ○安平町未来創生委員会条例

（所掌事務）

第２条 委員会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。

- （１）安平町まちづくり基本条例（平成２５年安平町条例第３２号）第２３条に規定する総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関する事項
  - （２）その他町長が特に必要と認める事項
- ２ 前項に掲げるもののほか、委員会は、次に掲げる事項に関し、町長に意見を述べることができる。
- （１）まち・ひと・しごと創生法（平成２６年法律第１３６号）第１０条に規定するまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画の策定、見直し及び進行管理に関する事項
  - （２）総合計画の見直し及び進行管理に関すること。
  - （３）その他町長が特に必要と認める事項

写

安政推第1777号  
令和7年8月27日

安平町未来創生委員会委員長 様

安平町長 及川 秀一郎

第3次安平町総合計画の策定について（諮問）

令和8（2026）年度をもって第2次安平町総合計画の計画期間が終了するため、令和9（2027）年度から令和16（2034）年度を計画期間とする第3次安平町総合計画を策定します。

この計画の内容について、安平町未来創生委員会条例第2条第1項第1号の規定に基づき、調査審議を賜りたく諮問します。

## 記

### 1 計画区分

#### （1）基本構想

令和9（2027）年度を初年度とし、令和16（2034）年度を目標年度とする8年間を展望した基本的な目標を樹立するもの。

#### （2）基本計画

基本構想に基づく令和9（2027）年度から令和12（2030）までの前期4か年の分野別の目標と施策を樹立するもの。

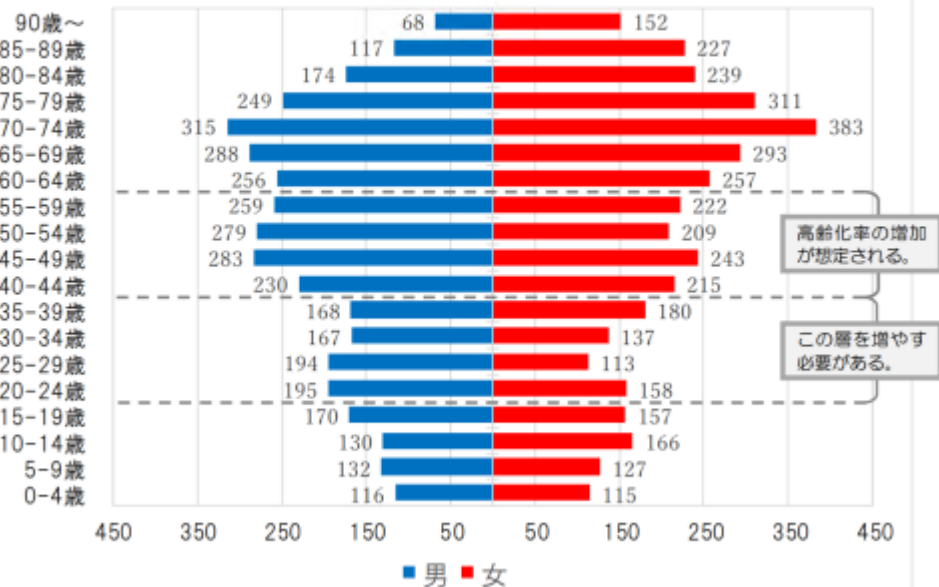
### 2 諮問内容

町民が策定段階から参画できるようにすることに努めると規定した「安平町まちづくり基本条例」の理念にのっとり、前項1に規定する計画の策定に係る全ての過程を包括して諮問する。

## ふりかえり ～第２次安平町総合計画

### 安平町の今と将来

#### 安平町の人口ピラミッド



#### 安平町の総人口の推移と将来推計



### 安平町の地域課題

**急速な人口減少**  
(特に子育て世代)

そのためには…

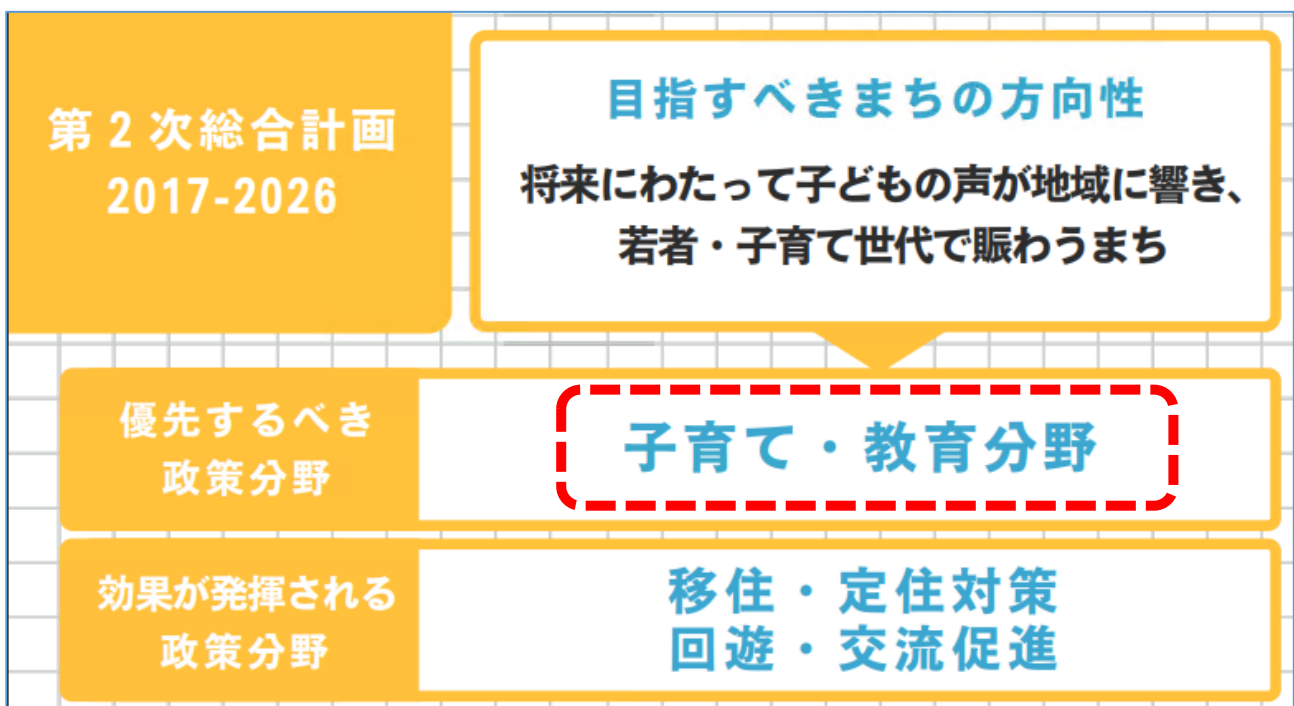
▶若年層や子育て世代をターゲットとした人口減少対策が必要！！

【議事（４）第３次安平町総合計画策定について ～これまでの振り返りと今後の進め方】

この現状に対応してきたのが、第2次総合計画



その特徴は・・・



【議事（４）第３次安平町総合計画策定について ～これまでの振り返りと今後の進め方】

主な取り組み

子どもにやさしい  
まちづくり事業  
実践自治体



子どもの未来を育む  
認定こども園



学校での取り組み  
ルールメイキングPJ  
まちづくり授業など



安平町独自の教育手法  
あびら教育プラン

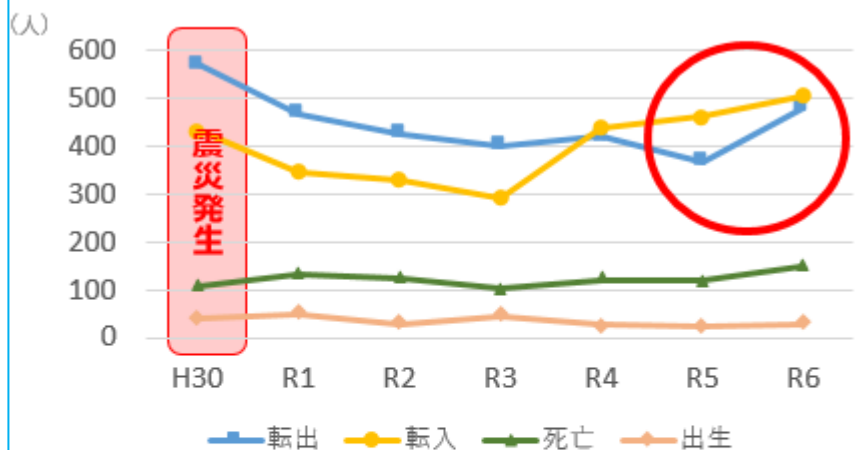


現状

3年連続の転入超過（社会増）

社会増 = 転入者 - 転出者

安平町の人口増減の推移



令和４年 転入超過数 **15**人

令和５年 転入超過数 **91**人

令和６年 転入超過数 **21**人



街の幸福度  
自治体ランキング  
道内 3 位



街の幸福度  
自治体ランキング  
全国 5 位

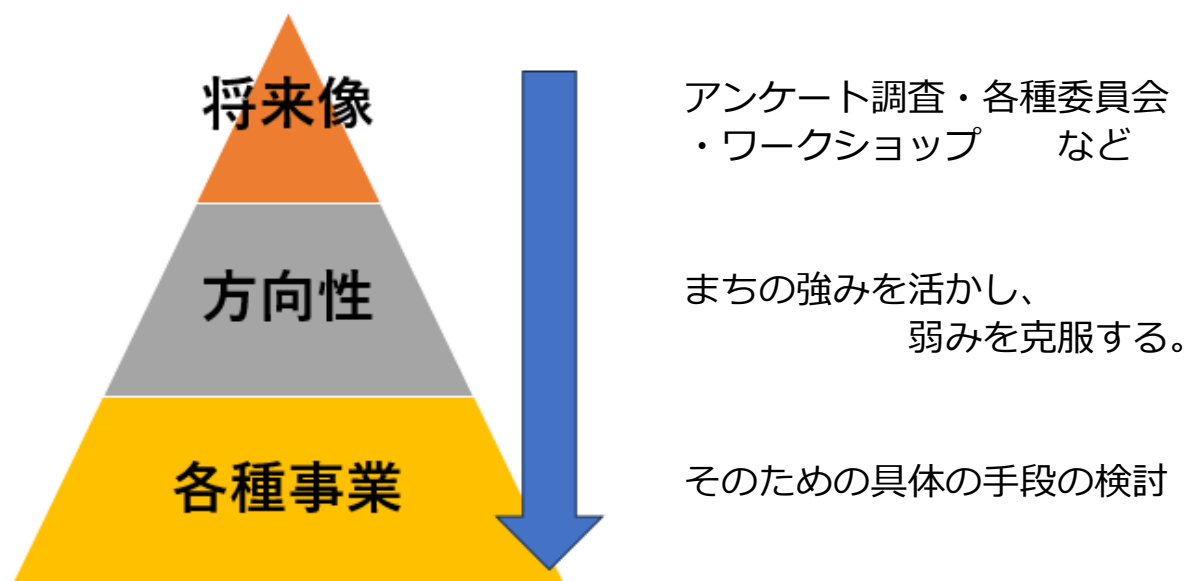


住みたい田舎  
ベストランキング  
総合部門  
道内10位

## 今後の進め方 ～第３次安平町総合計画

---

### 進め方（イメージ）



### 盛り込みたい社会的キーワード

- 気候変動・ゼロカーボン（宣言）
- 多文化共生
  - 外国人（教育の多言語対応含む）、オーバーツーリズム
- 地域共生社会
  - しょうがいのある方々など
- 女性活躍（男女共同参画）とジェンダー平等
- 働き方改革
- AI等高度な情報化社会への対応
- 災害対策
- 超高齢社会 ～社会保障の必要性の増大

# 第 3 次 安平町総合計画策定方針

政策推進課 作成

令和 7 年 6 月

## 1 はじめに

現行の総合計画の計画期間が残り約2年となることから、これまでの取組みを総括するとともに、安平町の未来を描く、令和9（2027）年度から始まる新たな総合計画を策定します。

## 2 総合計画の位置付け

地方分権改革推進計画に基づく平成23年の地方自治法改正により、基本構想の策定義務は廃止されましたが、平成26年12月に施行した安平町まちづくり基本条例第23条において、長期的な展望に立ち、総合的かつ計画的な町政運営を進めるための最上位計画として総合計画の策定を義務付け、その構成は「基本構想」「基本計画」とすることが規定されています。

## 3 総合計画の構成、期間及び策定にあたっての基本事項

### （1）総合計画の構成

総合計画の構成は、安平町まちづくり基本条例第23条に基づく「基本構想」、「基本計画」の2つの構成とします。（安平町議会基本条例第3条の規定による議決事件）

また、これら政策・施策を具体的に進めるための「実施計画（事務事業計画）」も併せて取りまとめます。

なお、総合計画は、財政推計・財政計画との連動の観点から、基本構想に対応した「長期財政推計」と、基本計画に対応した「中期財政計画」を定めます。

#### ア 基本構想

長期的な指針として、安平町の将来像や施策の大綱を示すもの

#### イ 基本計画

基本構想を実現するため、まちづくりの中期的な指針として、施策別に現状と課題、目的や方針などを示すとともに、行政評価によるPDCAサイクルを確立するため、施策の達成度を測る指標（KPI）の設定を検討します。

なお、社会経済情勢などの大きな変化に対応するため、基本構想の期間中において基本計画の期間を分け、必要な見直しを図ります。

#### ウ 実施計画（事務事業計画）

基本計画を実施するための主要事業の具体的な内容を集約するとともに、予算編成の指針とします。

なお、社会経済情勢などの変化に柔軟に対応するため、向こう3か年の計画をローリング方式（毎年度見直し）により策定します。

## (2) 総合計画の期間

策定根拠である安平町まちづくり基本条例の逐条解説では、「総合計画の期間は、現状では、将来構想10年、基本計画は前期5年、後期5年とされ、現在の計画期間が長すぎるとの意見もあり、次期の総合計画（平成29年度から）策定時に計画期間について十分検討します。」と記述されていることに加え、最上位計画でありながら、計画期間中に首長の改選があるため、ローカルマニフェスト（選挙公約）の内容との整合性に課題がありました。このため第2次総合計画では、基本構想の計画期間を10年間とし、基本計画は前期2年、中期4年、後期4年に区分しローカルマニフェストとの整合を図ってきました。

そこで、第3次総合計画においてもこれまでの考え方を踏襲し、令和8（2026）年の町長選挙に向けた基本計画期間の調整を行い、将来基本構想8年、基本計画は前期4年、後期4年とし、基本計画の策定とローカルマニフェスト（選挙公約）の連動を可能とするよう設計しました。

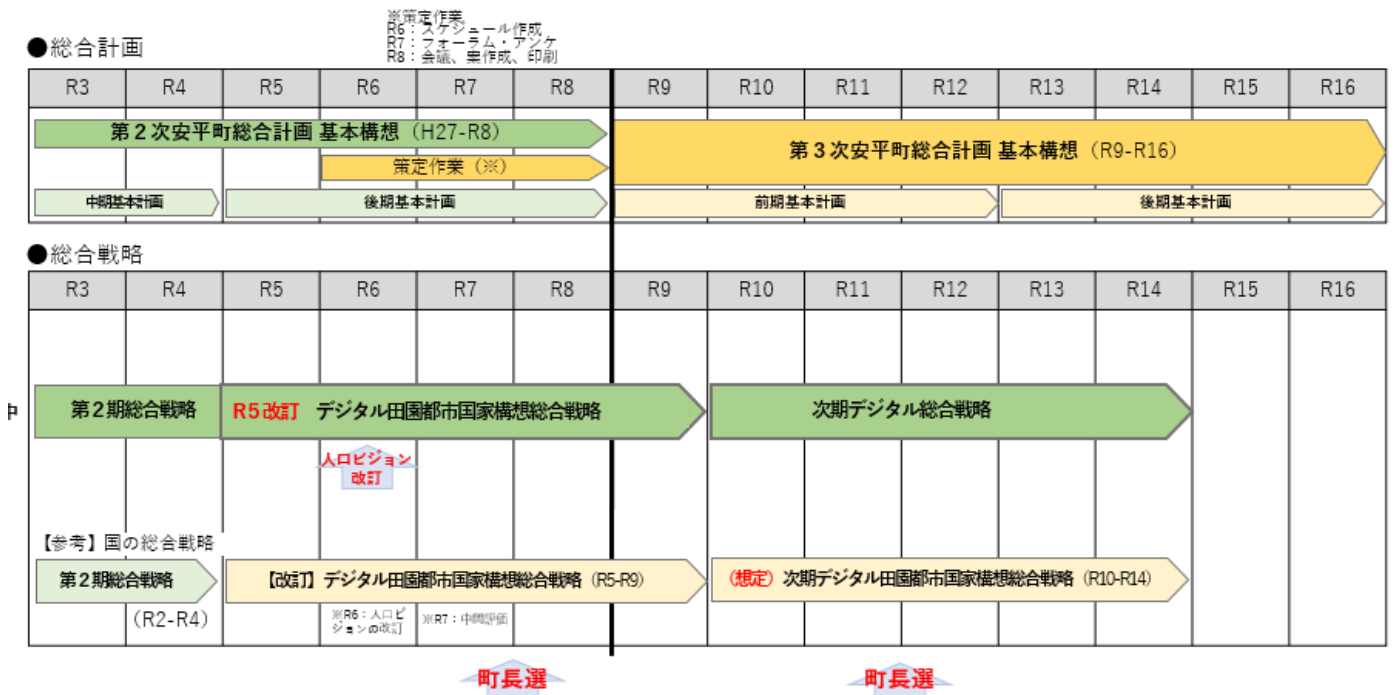
こうした流れを踏まえ、具体的に次の期間により策定します。

|   |        |                           |       |
|---|--------|---------------------------|-------|
| ア | 基本構想   | 令和9（2027）年度～令和16（2034）年度  | 〔8年間〕 |
| イ | 基本計画   |                           |       |
|   | 前期基本計画 | 令和9（2027）年度～令和12（2030）年度  | 〔4年間〕 |
|   | 後期基本計画 | 令和13（2031）年度～令和16（2034）年度 | 〔4年間〕 |

### ◇実施計画（事務事業計画）

前期基本計画に基づく実施計画は、現実実施計画のローリングで対応し、ローリングは原則3年間で行う。

## 第3次安平町総合計画、総合戦略策定スケジュール（全体構造）



### （３）総合計画の策定にあたっての基本事項

次の基本的考え方に基づき、総合計画の策定を行います。

- 総合計画の策定は職員が行い、統計データの分析など専門的事務を除き、委託は行わない。
- 今期策定時に実施した町外有識者による「総合計画策定アドバイザー」の委嘱は行わない。
- 基本的な方向性について、庁舎内に設置される未来創生本部及び専門部会や庁舎内グループウェアを活用し、全職員で確認、共通認識を図るとともに、その推進機能として庁内プロジェクト・チームを設置する。
- 安平町まちづくり基本条例逐条解説において、「総合計画の策定時には町民を含めた組織を構成して、「参画機会と広聴制度」（第12条）及び「パブリックコメント」（第15条）の規定に基づき事前説明等に努めます。」と定められていることから、次の事項に遵守するものとする。
  - ◇ 未来創生委員会における議論とともに、アンケート調査、町民まちづくり会議でワークショップを実施するなどの機会を通じた町民と職員が協働する仕組みのなかで、町民ニーズを把握する。
  - ◇ 地域資源や強み、弱みを洗い出し、将来像とテーマを協働で策定。
- 基本計画及び実施計画（事務事業計画）において、PDCAサイクルによる行政評価制度を構築し、計画→実行→結果検証→改善策や新たな施策の展開につなげてきたことを踏まえ、より実効性のあるマネジメントサイクルの確立を検討する。

## 4 総合計画の策定の視点

現基本構想において、当町は『子育て・教育』を1丁目1番地の政策分野とし、これを基軸とした移住定住と回遊交流の促進を重点的に図ってきました。

この間、日本全体の人口が減少局面を迎え、胆振東部地震も重なって大幅な人口減少が進み、当町の行政運営も岐路に立たされた中、『ピンチをチャンスに』という合言葉のもと、これ乗り越えて、魅力ある当町の子育て・教育を知っていただくことで3年連続の人口の社会増というプラスの成果が現れたと考えられます。

人口減少や少子高齢化の進行などによる人口構造の変化は、社会保障費の増大や自治会・町内会をはじめとした地域活動の担い手不足など、町民生活に大きな影響を及ぼすものであり、また、社会経済のグローバル化とこれに伴う気候変動への対応、高度情報化の進展、さらには、多様化・複雑化する町民ニーズへの対応など、継続的かつ長期的に取り組むべき課題は山積しています。

この先、より成果を出していくためには、より明確なターゲットを設定し、その施策を中心にすえながら施策を展開し盛り上げていくという現基本構想の考え方を維持し、より発展させていく必要があると考えることから、当町の強みを生かした持続的発展を創造するため、15年後に控える2040年問題（人口減少社会がもたらす問題の総称）を克服する社会を見据えながら、まち

づくり基本条例の理念に則り、町民と行政の協働による理想の将来像を描き、これを具現化するために、次の4つの視点を踏まえ、戦略的な計画を策定します。

＜安平町を取巻く主な環境の変化（直面する社会課題）＞

○急激な**少子高齢化**による**人口減少時代**の到来がもたらす自治会・町内会活動をはじめとした各種活動の**担い手不足**、生産年齢人口の減少による**働き手不足**とこれに伴う**税込減**、**社会保障費**などの増大に伴う**厳しい財政運営**

○まちづくり基本条例の理念に基づき、**子どもを含めた全世代の町民の参画と協働**によるまちづくりの**必要性の増大**

○価値観やライフスタイルの変化に伴うニーズの多様化や、外国に由来のある労働者の増加による**多文化共生**、**農福連携**を中心としたしょうがいのある方々のさらなる活躍機会の向上を念頭に置いた**共生社会の実現**

○待ったなしに進展する**気候変動**とこれに伴い増大する**災害対応**



これらを解決し、地方自治の本旨である『町民の福祉（幸せ）の増進』に努める。

**視点1 子どもを含めた全世代の町民参画による、町民と行政の協働の計画づくり**

平成26年12月26日に施行された安平町まちづくり基本条例第11条において、「町民は、まちづくりに関する情報を知る権利、まちづくりに参画し意見を述べる権利を有し、自らが主役としての責任と役割を担い、積極的にまちづくりに参画することに努める」ことが規定されています。また、「子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）」による子どもの権利に関する理念を背景に、計画の策定にあたっては、子どもを含めた全世代の町民と行政による話し合いを通じて、それぞれの役割と責任を確認するとともに、町民一人ひとりがまちづくりに関心と責任を持ち、郷土への誇りを育むため、多くの町民に参画いただきながら計画を策定します。

**視点2 既存のハードを活用したソフトへ、町民の幸せに寄り添う計画づくり**

平成18年3月の合併以降、可能な機能を段階的に集約し、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう整理を進めてきました。また、胆振東部地震での被災（特に、ブラックアウト）を契機とした災害に対する整備も並行して行ってきました。

今後のまちづくりに際しては、ゼロカーボンシティを意識した、既存公共施設・地域資源としてのストックの有効活用に留意した計画とします。

一方、ソフト面では、SDGsの中核的概念であるウェル・ビーイング（Well-being：身体的・精神的・社会的に良好な状態）が自治体政策へ導入される趨勢にあることを踏まえつつ、外国に由来のある人々との共生、性や心身の多様な状況の受容など、一人ひとりが生き生きと、楽しく、このまちで様々に居場所を確保し、活躍できる計画とします。

### 視点3 地域の強みを活かし、明確な将来像を設定した計画づくり

揺るぎない当町の地理的優位性などを最大限に活用し、これまで磨いてきた当町の『子育て・教育』という強みを町民と新ためて確認し、安平町らしさをより明確にする中で、町民の主体性を支援し、安平町に関心を持ってもらえる方を増やすための施策の展開を目指します。

また、直面する様々な社会課題に対応するため現計画で定められる『安心・平和な生活実現プロジェクト』による解決が、様々な分野でより一層図られる計画を目指します。

これらを踏まえた具体的な将来像が設定できるよう、町民との協議を進めます。

### 視点4 「選択と集中」を意識した戦略としての計画づくり

今後の生産年齢人口減少による税収減や物価高騰などによる支出の増大により厳しい財政運営が予想される中、持続可能で自立したまちづくりを目指すため、限りある資源を勝負所に「集中」させる一方で、幅広く展開したりリスク分散や問題発生時の速やかな修正による適正な財政支出と、この地域の優位性を最大限に活用したふるさと納税を中心とした財政収入の増加を意識した、実現可能で戦略的な計画とします。

以上4つの視点を念頭に置きながら、変動的で不確実で複雑曖昧な先行きの見えにくい社会に対応するため、町民とともに、まちづくり基本条例の本旨である「町民自らが考え行動する町民自治」の実現に向けて、具体的で現実的な施策が展開されていく仕組みを持った計画とします。

## 5 総合計画の策定手順

### (1) 庁内プロジェクト・チームの設置と基本的な方向性（方針）の策定（R7.4-6）

- ア PT組成
- イ 本策定方針の決定、スケジュールの決定
- ウ 町民参画手法の検討と実施

### (2) 策定体制の構築

- ア 庁内プロジェクト・チーム ～（1）による。
- イ 安平町未来創生委員会（諮問・答申） ～設置済み
- ウ 安平町未来創生本部（庁内課長級会議）・専門部会（庁内担当者会議） ～設置済み
- エ 町民まちづくり会議（町民・各種委員・未来創生委員会委員）

### (3) 現状基礎調査（R7.7）

- ア 町民アンケート調査の実施（全戸対象）、分析
- イ ヒアリング調査などの実施
- (ア) 現計画の達成状況、未解決課題の状況調査（庁内確認）

- (イ) 町長・副町長・教育長ヒアリングの実施
- (ウ) 各課ヒアリングの実施（施策や事業実施後の効果）

#### （４）町民参画手続き

- ア 安平町未来創生委員会（委員14名）の開催（随時）
- イ 町民まちづくり会議の設置（R7.9-R8.1頃）
- ウ パブリックコメント（町民説明会として実施することも検討）
- エ 町民自治推進委員会（委員12名）との連携（随時）

#### （５）基本構想・基本計画策定作業

- ア 今後新たに想定される課題の把握
- イ 全体構成の検討（体系、柱立て）
- ウ 課題解決のために必要とされる主要施策づくり
- エ 教育委員会と連携した子どもの意見聴取等の参画

## 6 総合計画の策定体制

### （１）庁内プロジェクト・チーム

|     |                                                                                                                                                                         |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目 的 | 基本構想及び基本計画の第３次計画の策定という対応困難な政策課題解決に向けて、必要な知識や豊富な経験などを有する職員とともに策定に向けて調査、協議、検討などを進める。                                                                                      |
| 内 容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第３次安平町総合計画策定方針（本案）の検討</li> <li>・ 町民参画推進条例に基づく町民参画に関する業務</li> <li>・ 計画書作成に関する業務</li> <li>・ その他、PTでの協議を踏まえ、必要と認められる業務</li> </ul> |
| 期 間 | 令和７年４月～令和９年３月末（計画策定の日）                                                                                                                                                  |

### （２）安平町未来創生委員会

|     |                                                                                       |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 目 的 | 町長の諮問に応じて、総合計画の策定に関して調査審議し、答申するとともに、策定後における計画全体の評価・検証を行う。                             |
| 内 容 | 第３次安平町総合計画の策定に向けた協議を行うとともに、基本構想、基本計画の案について、町長の諮問に応じて調査審議し、答申を行う。また、策定後は計画全体の評価・検証を行う。 |
| 構 成 | 委員１４名・外部有識者（３名）                                                                       |
| 期 間 | 令和７年７月～令和９年７月（２年任期）                                                                   |

### （３）安平町未来創生本部及び専門部会（ワーキンググループ）

|     |                                                 |
|-----|-------------------------------------------------|
| 目 的 | 総合計画の策定に係る全庁的な合意形成及び十分な連絡調整を図るとともに、これらの進行管理を図る。 |
| 内 容 | 総合計画の策定及び進行管理を行う。                               |

|     |                                                                               |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------|
| 構 成 | ◇本部長―町長 副本部長―両副町長 各部局の課長職、統括参事、保健師長、参事で構成<br>◇必要に応じて、本部長が構成員を指定する専門部会を設置（6部会） |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------|

## 7 町民参画（町民意見の集約）

### （１）町民意識調査（町民アンケート）

|     |                                                                                                        |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目 的 | 町民の意向などを調査・把握し、基礎資料とする。                                                                                |
| 内 容 | 「消費者満足度重要度調査」という手法を用いて、現行計画の施策への評価という意味での満足度及び次期計画における施策の重要度という意味でのニーズを探り、中長期的に取り組むべき課題などを世代・分野別に分析する。 |
| 対 象 | 町民全世帯                                                                                                  |
| 時 期 | 令和7年7月の想定                                                                                              |
| 手 法 | アンケートの全戸配布（電子的回答の活用も予定）                                                                                |

### （２）町民まちづくり会議（ワークショップ）

|     |                                                                                                                                                   |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目 的 | 町民と行政の協働による計画づくりを行う。                                                                                                                              |
| 内 容 | 町民アンケートで実施した「消費者満足度重要度調査」の結果及び安平町の地域資源・強み・弱み・脅威・機会を検証する手法「SWOT分析」を活用し、町民と行政の対話を通じた「まちの将来像」「将来テーマ」の設定、まちづくり全体・分野別の具体的な課題や問題点の検証といった方向性/戦略づくりにつなげる。 |
| 対 象 | 町民、各種行政委員、未来創生委員会委員                                                                                                                               |
| 時 期 | 令和7年9月から令和8年1月頃を予定                                                                                                                                |
| 手 法 | 町民と行政職員によるワークショップ                                                                                                                                 |

### （３）パブリックコメント（町民説明会として実施することも検討）

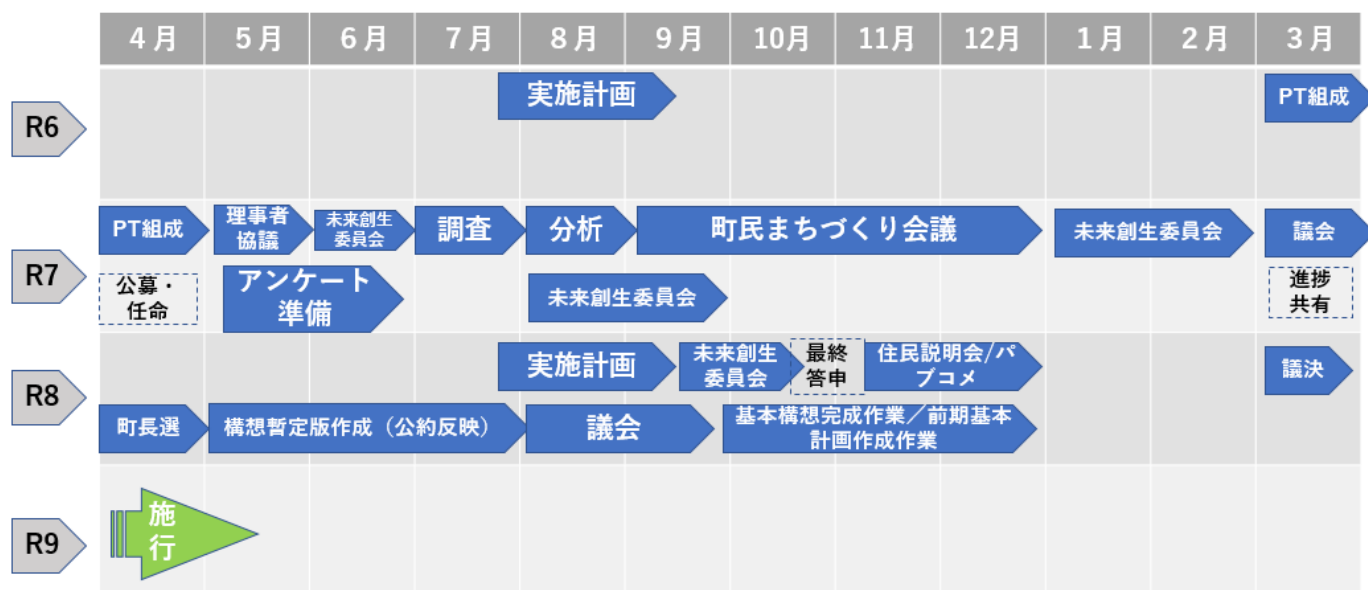
|     |                                           |
|-----|-------------------------------------------|
| 目 的 | 協働のまちづくりを推進していくため、広く町民や関係者の意見を反映させるために行う。 |
| 内 容 | 基本構想及び基本計画の案について、町民意見を聴取し、その反映結果を公表する。    |
| 対 象 | 町民、在勤者、在学者など                              |
| 時 期 | 令和8年11月から12月頃を想定                          |

※このほか、他課で実施される事業などと連動させ、既にある町民との接点を活用していくことを想定している。

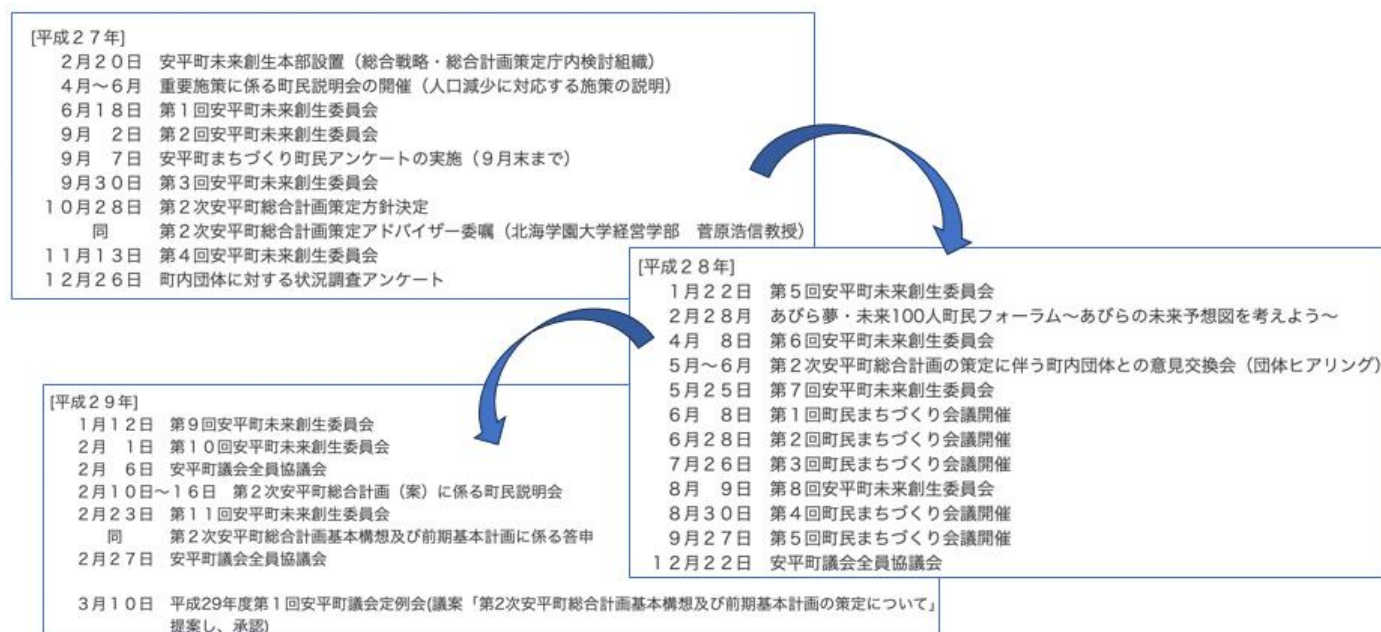
※時期は、現段階の想定であり、事業の進捗によって変更となる可能性があること。

（８．想定スケジュールも同様）

## 8 想定スケジュール

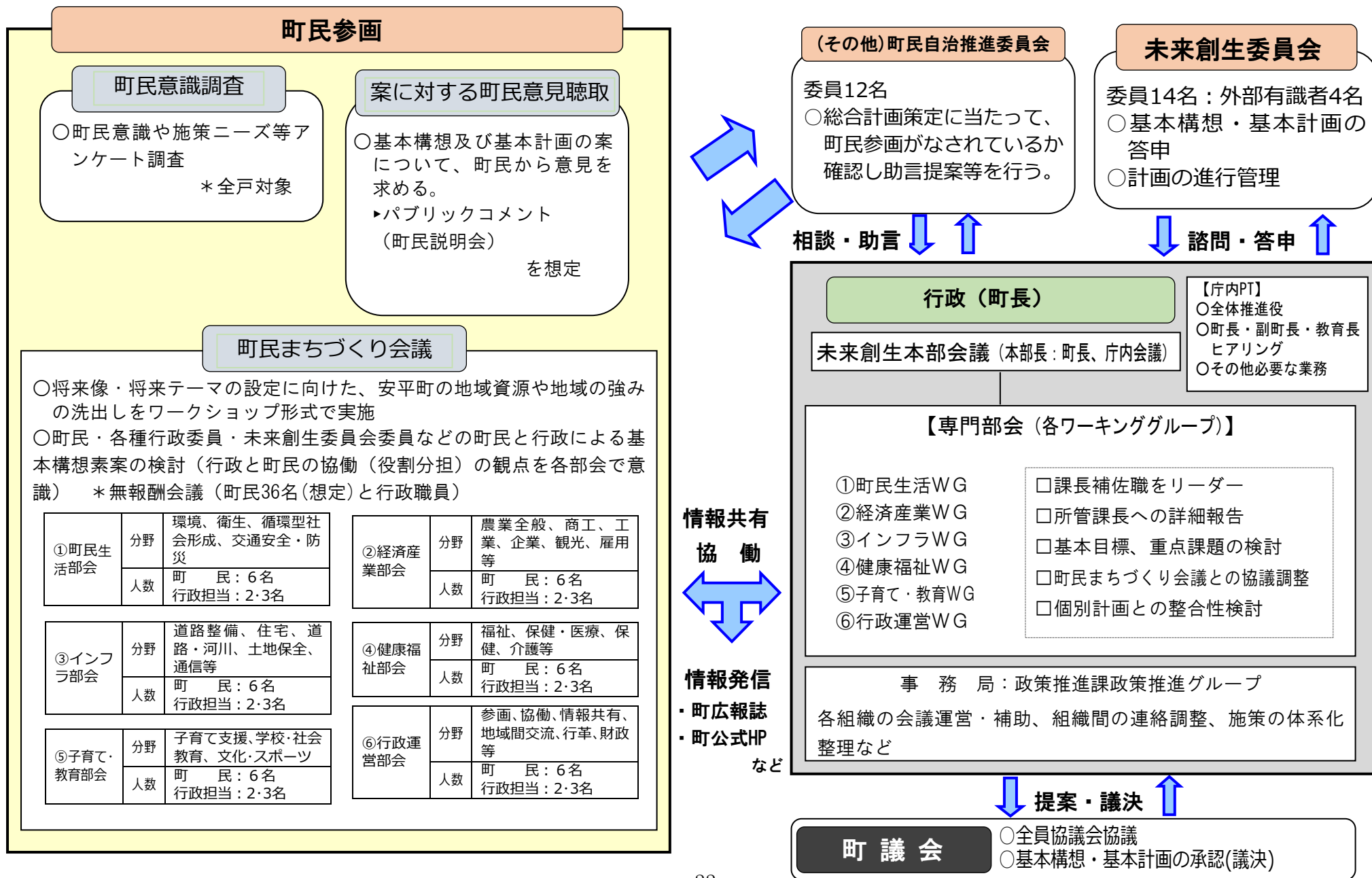


### 【参考】現構想策定スケジュール



## 9 計画策定体制のイメージ

まちづくり基本条例に基づく「町民参画」「協働」「情報共有」が重要キーワード





# 安平町まちづくりアンケート

## ～意識調査にご協力ください～



日ごろより、町政に対し格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

当町では、急激な少子高齢化・人口減少と環境変化の激しい時代に対応したより良いまちづくりを進めるための『第3次安平町総合計画』の策定に向け準備を進めています。

このアンケートは、町の現状に対する町民の皆様の満足度や、将来のまちづくりに対する考え方などの把握を目的として、「安平町まちづくり基本条例」の理念に基づき、多くの皆様の意見を反映させるため、全世帯を対象に実施するものです。

お忙しい中ですが、今後の安平町を皆様とともに考えていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いします。

令和7年7月 安平町長 及川 秀一郎

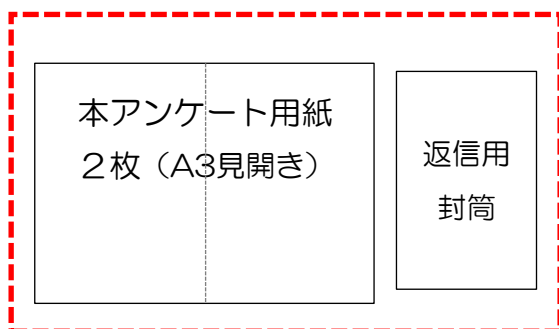
### < 留意事項 >

(1) 世帯ごとに、代表の方がお答えください（世帯の皆様とご相談のうえ）

(2) 次の方法で、8月6日（水）までにご回答ください。

・専用ウェブフォーム ・本用紙へ記入し郵送

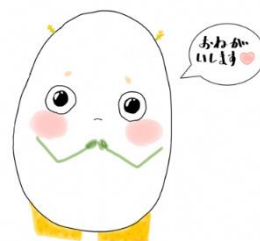
(3) 「本アンケート用紙」「返信用封筒」3枚で構成されています。



【郵送の場合】



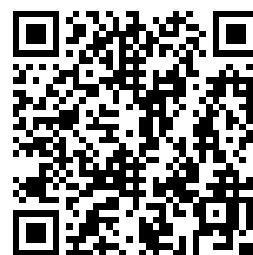
用紙の該当する数字部分に○を付け、返信用封筒に入れて投函ください。（切手不要）



(4) アンケート回答専用ウェブフォーム（URL）など

<https://www.harp.lg.jp/bPr8cWyp>

※右の二次元バーコードからもページを表示できます。



### < お問い合わせ先 >

政策推進課 政策推進グループ 電話：0145-22-2751 / 0145-22-2026

Eメール：[kikaku@town.abira.lg.jp](mailto:kikaku@town.abira.lg.jp)

【回答・返送期日】8月6日（水）



「総合計画」  
ってなに??

安平町が、すべての町民と力を合わせて、みなさんが安心安全で幸せに暮らすことができるよう、少し長い目で、まち全体の将来を考える、安平町の中では最も重要としている計画です。

今の第2次計画が、令和8(2026)年度で期限を迎えるため、新しく作りかえる準備を始めました。

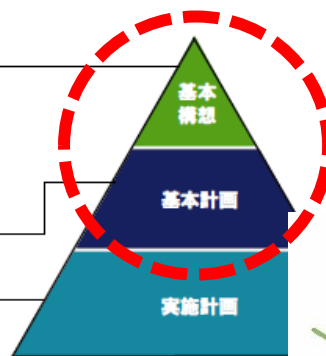
なぜアンケート  
するの?



新しくするためには、改めてみなさんが安平町のことを「今どう思っているのか」、「将来どうありたいと思っているのか」といった声をもとに、つくっていきたいと考えています。

### 【第2次安平町総合計画の構成と期間】

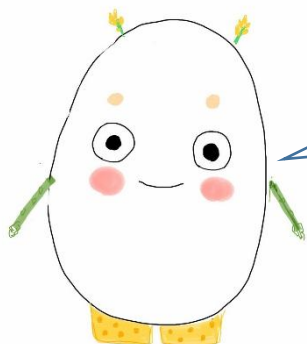
- **基本構想 (10年間)** H29-R8  
当町の将来像や政策・施策の大枠を示す長期的な指針
- **基本計画 (前期2年間、中期4年間、後期4年間)** H29-H30    R1-R4    R5-R8  
基本構想を実現するための中期的な指針。政策を分野別にまとめ、現状と課題からみる事業の方向性などを示し、達成度を測るための成果指標を設定している。
- **実施計画 (3年スパンで、毎年度見直し)**  
基本計画に基づいた個別具体の事業を立案



「基本構想」と  
「基本計画」  
の部分を更新  
するよ!



※第3次計画は、基本構想8年間、基本計画を前期4年間、後期4年間とする予定です。



それでは、質問を始めるよ!  
問3は、少し難しいから、わからないときは、○を付けないで飛ばしてね!

問1 項目ごとに、あてはまる番号1つに○印をつけてください。

(1) あなたの性別

1. 男性

2. 女性

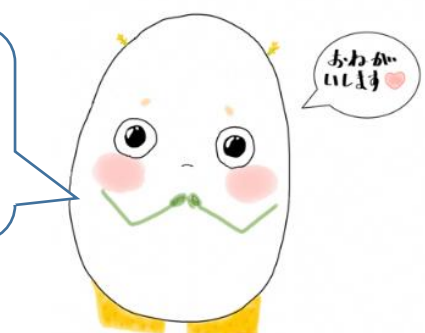
3. 表明しない

|                                                          |                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (2) あなたの年齢<br>※10代の方は「1.」を                               | 1. 20歳代      2. 30歳代      3. 40歳代<br>4. 50歳代      5. 60歳～64歳      6. 65歳以上                                                 |
| (3) あなたの職業<br>※主たるもの                                     | 1. 農 業      2. 製造業・建設業<br>3. 卸小売業・飲食業      4. その他サービス業等（公務員を含む）<br>5. パートタイム・アルバイト      6. 専業主婦（夫）<br>7. 無職      8. 学生・その他 |
| (4) あなた以外の家族構成<br><br>※①～⑦について、該当するご家族がいる場合にそれぞれの「1.」に○印 | ① 3歳未満の乳幼児      1. いる      人数（      人）                                                                                     |
|                                                          | ② 園児（子ども園・幼稚園 など）      1. いる      人数（      人）                                                                              |
|                                                          | ③ 小学生・中学生      1. いる      人数（      人）                                                                                      |
|                                                          | ④ 高校生      1. いる      人数（      人）                                                                                          |
|                                                          | ⑤ 大学生・専門学校生（短大・大学院生も含む）      1. いる      人数（      人）                                                                        |
|                                                          | ⑥ 上記④・⑤を除く18歳から64歳までの方（配偶者を含む）      1. いる      人数（      人）                                                                 |
|                                                          | ⑦ 65歳以上の高齢者（配偶者含む）      1. いる      人数（      人）                                                                             |
| (5) あなたの居住地                                              | 1. 追分地区    2. 早来地区    3. 安平地区    4. 遠浅地区<br>5. その他（      ）                                                                 |
| (6) あなたの居住歴                                              | 【安平町での居住歴】<br>1. 5年未満    2. 5年以上10年未満    3. 10年以上20年未満<br>4. 20年以上                                                         |
|                                                          | 【安平町への居住の経過】<br>1. 生まれてから今まで住んでいる。<br>2. 安平町出身で、安平町以外で居住経験がある。<br>3. 道内他市町村から転入      4. 北海道外から転入                           |

**問2** 安平町に住むようになった理由について、該当するものをいくつでも選んで番号に○印をつけてください。

|                                                |
|------------------------------------------------|
| 1. 生まれてから今まで安平町に住んでいる                          |
| 2. 実家がある（あった）    3. 就職・転勤・進学など    4. 配偶者が住んでいた |
| 5. 家族・親戚などが住んでいた    6. 買い物など日常生活に便利だから         |
| 7. 通勤・通学などに便利だから    8. 病院などへの通院に便利だから          |
| 9. 居住環境が良かったから    10. 教育・子育て環境が良かった            |
| 11. 希望する物件があった    12. 自然が豊かだから    13. 立地が良いから  |
| 14. その他（      ）                                |

次からは、少し難しくなるよ！  
わかるところだけいいので、○を付けてね！



**問3** あなたの安平町に対する現状の満足度、将来における重要度をおたずねします。

① 現在、どの程度満足していますか。  
それぞれ当てはまる番号1つに○印をつけてください。  
**1. 満足 2. どちらかといえば満足  
3. どちらともいえない  
4. どちらかといえば不満 5. 不満**

② 将来的に、どの程度重要視していますか。それぞれ当てはまる番号1つに○印をつけてください。  
**1. 重視 2. どちらかといえば重視  
3. どちらともいえない  
4. どちらかといえば重視していない  
5. 重視していない**

| 項 目                                  | 評 価 |   |   |   |     | → | 重視している |   |   |   |   | → | 重視していない |   |   |   |   |
|--------------------------------------|-----|---|---|---|-----|---|--------|---|---|---|---|---|---------|---|---|---|---|
|                                      | 満 足 |   |   |   | 不 満 |   |        |   |   |   |   |   |         |   |   |   |   |
| <b>1 子育て・教育分野</b>                    |     |   |   |   |     |   |        |   |   |   |   |   |         |   |   |   |   |
| ①子育て支援<br>(妊娠出産・母子保健・ひとり親支援)         | 1   | 2 | 3 | 4 | 5   | → | 1      | 2 | 3 | 4 | 5 | → | 1       | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ②就学前教育<br>(認定こども園・保育事業・遊び)           | 1   | 2 | 3 | 4 | 5   | → | 1      | 2 | 3 | 4 | 5 | → | 1       | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ③学校教育<br>(教育内容・教育施設・学力体力)            | 1   | 2 | 3 | 4 | 5   | → | 1      | 2 | 3 | 4 | 5 | → | 1       | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ④追分高等学校支援                            | 1   | 2 | 3 | 4 | 5   | → | 1      | 2 | 3 | 4 | 5 | → | 1       | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑤家庭教育支援<br>(児童館・放課後児童クラブ)            | 1   | 2 | 3 | 4 | 5   | → | 1      | 2 | 3 | 4 | 5 | → | 1       | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑥青少年教育<br>(ふるさと教育・文化/スポーツ活動)         | 1   | 2 | 3 | 4 | 5   | → | 1      | 2 | 3 | 4 | 5 | → | 1       | 2 | 3 | 4 | 5 |
| <b>2 人づくり・コミュニティ分野</b>               |     |   |   |   |     |   |        |   |   |   |   |   |         |   |   |   |   |
| ①地域コミュニティ<br>(自治会/町内会・まちづくり協議会)      | 1   | 2 | 3 | 4 | 5   | → | 1      | 2 | 3 | 4 | 5 | → | 1       | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ②協働のまちづくり<br>(まちづくり事業支援交付金・地域おこし協力隊) | 1   | 2 | 3 | 4 | 5   | → | 1      | 2 | 3 | 4 | 5 | → | 1       | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ③生涯学習・社会教育<br>(あびら教育プラン・公民館事業)       | 1   | 2 | 3 | 4 | 5   | → | 1      | 2 | 3 | 4 | 5 | → | 1       | 2 | 3 | 4 | 5 |

| 項目                                | 評価 |   |   |   |   | 満足 |  |   |   |   |   | 不満 |   | 重視している |  |   |   |  |  | 重視していない |
|-----------------------------------|----|---|---|---|---|----|-----------------------------------------------------------------------------------|---|---|---|---|----|---|--------|-------------------------------------------------------------------------------------|---|---|--|--|---------|
|                                   |    |   |   |   |   |    |                                                                                   |   |   |   |   |    |   |        |                                                                                     |   |   |  |  |         |
| ④芸術・文化<br>(芸術鑑賞会・郷土/鉄道資料館)        | 1  | 2 | 3 | 4 | 5 | →  | 1                                                                                 | 2 | 3 | 4 | 5 | →  | 1 | 2      | 3                                                                                   | 4 | 5 |  |  |         |
| ⑤スポーツ振興<br>(生涯スポーツ活動・スポーツ団体支援)    | 1  | 2 | 3 | 4 | 5 |    | 1                                                                                 | 2 | 3 | 4 | 5 |    |   |        |                                                                                     |   |   |  |  |         |
| ⑥男女共同参画（人権）<br>(女性活躍・いじめ/虐待/DV防止) | 1  | 2 | 3 | 4 | 5 |    | 1                                                                                 | 2 | 3 | 4 | 5 |    |   |        |                                                                                     |   |   |  |  |         |
| ⑦交流<br>(地域間交流・国際交流/国際理解)          | 1  | 2 | 3 | 4 | 5 |    | 1                                                                                 | 2 | 3 | 4 | 5 |    |   |        |                                                                                     |   |   |  |  |         |
| 3 経済・産業分野                         |    |   |   |   |   |    |                                                                                   |   |   |   |   |    |   |        |                                                                                     |   |   |  |  |         |
| ①農林業<br>(持続可能な事業振興・経営強化)          | 1  | 2 | 3 | 4 | 5 | →  | 1                                                                                 | 2 | 3 | 4 | 5 | →  | 1 | 2      | 3                                                                                   | 4 | 5 |  |  |         |
| ②企業誘致<br>(立地企業支援・誘致活動)            | 1  | 2 | 3 | 4 | 5 |    | 1                                                                                 | 2 | 3 | 4 | 5 |    |   |        |                                                                                     |   |   |  |  |         |
| ③産業振興・雇用就労<br>(起業創業・就労支援・販路拡大)    | 1  | 2 | 3 | 4 | 5 |    | 1                                                                                 | 2 | 3 | 4 | 5 |    |   |        |                                                                                     |   |   |  |  |         |
| ④観光<br>(道の駅・合宿誘致・収穫体験)            | 1  | 2 | 3 | 4 | 5 |    | 1                                                                                 | 2 | 3 | 4 | 5 |    |   |        |                                                                                     |   |   |  |  |         |
| ⑤商業<br>(商品券・事業継承・ポイントあびら)         | 1  | 2 | 3 | 4 | 5 |    | 1                                                                                 | 2 | 3 | 4 | 5 |    |   |        |                                                                                     |   |   |  |  |         |
| 4 健康・福祉分野                         |    |   |   |   |   |    |                                                                                   |   |   |   |   |    |   |        |                                                                                     |   |   |  |  |         |
| ①保健<br>(健康寿命延伸・健診/予防)             | 1  | 2 | 3 | 4 | 5 | →  | 1                                                                                 | 2 | 3 | 4 | 5 | →  | 1 | 2      | 3                                                                                   | 4 | 5 |  |  |         |
| ②医療                               | 1  | 2 | 3 | 4 | 5 |    | 1                                                                                 | 2 | 3 | 4 | 5 |    |   |        |                                                                                     |   |   |  |  |         |
| ③地域福祉<br>(見守りネットワーク・ボランティア)       | 1  | 2 | 3 | 4 | 5 |    | 1                                                                                 | 2 | 3 | 4 | 5 |    |   |        |                                                                                     |   |   |  |  |         |
| ④しょうがい者福祉<br>(福祉サービス・共生社会)        | 1  | 2 | 3 | 4 | 5 |    | 1                                                                                 | 2 | 3 | 4 | 5 |    |   |        |                                                                                     |   |   |  |  |         |
| ⑤高齢者福祉<br>(介護サービス/予防・高齢者施設)       | 1  | 2 | 3 | 4 | 5 |    | 1                                                                                 | 2 | 3 | 4 | 5 |    |   |        |                                                                                     |   |   |  |  |         |
| ⑥社会保障<br>(健康保険・介護保険)              | 1  | 2 | 3 | 4 | 5 |    | 1                                                                                 | 2 | 3 | 4 | 5 |    |   |        |                                                                                     |   |   |  |  |         |
| 5 生活環境・生活基盤分野                     |    |   |   |   |   |    |                                                                                   |   |   |   |   |    |   |        |                                                                                     |   |   |  |  |         |
| ①環境・景観保全<br>(地球温暖化対策・公害防止)        | 1  | 2 | 3 | 4 | 5 | →  | 1                                                                                 | 2 | 3 | 4 | 5 |    |   |        |                                                                                     |   |   |  |  |         |

| 項目                               | 評価 |                                                                                   |   |   |    | → | 重視<br>している | →                                                                                   |   |   |   |   | 重視<br>していない |
|----------------------------------|----|-----------------------------------------------------------------------------------|---|---|----|---|------------|-------------------------------------------------------------------------------------|---|---|---|---|-------------|
|                                  | 満足 |  |   |   | 不満 |   |            |  |   |   |   |   |             |
| ②循環型社会<br>(再生エネルギー・リサイクル)        | 1  | 2                                                                                 | 3 | 4 | 5  | → | 1          | 2                                                                                   | 3 | 4 | 5 |   |             |
| ③土地利用<br>(自然を活かした滞在(グリーンツーリズム))  | 1  | 2                                                                                 | 3 | 4 | 5  |   | →          | 1                                                                                   | 2 | 3 | 4 | 5 |             |
| ④生活インフラ<br>(道路・上/下水道・情報通信)       | 1  | 2                                                                                 | 3 | 4 | 5  |   | →          | 1                                                                                   | 2 | 3 | 4 | 5 |             |
| ⑤住環境整備<br>(宅地分譲・空き家対策・民間アパート)    | 1  | 2                                                                                 | 3 | 4 | 5  |   | →          | 1                                                                                   | 2 | 3 | 4 | 5 |             |
| ⑥移住・定住対策<br>(移住者支援・おためし暮らし)      | 1  | 2                                                                                 | 3 | 4 | 5  |   | →          | 1                                                                                   | 2 | 3 | 4 | 5 |             |
| ⑦地域公共交通<br>(JR存続・デマンド/循環バス・ハイヤー) | 1  | 2                                                                                 | 3 | 4 | 5  | → | 1          | 2                                                                                   | 3 | 4 | 5 |   |             |
| ⑧消防防災・交通安全・消費生活                  | 1  | 2                                                                                 | 3 | 4 | 5  | → | 1          | 2                                                                                   | 3 | 4 | 5 |   |             |
| 6 行財政運営分野                        |    |                                                                                   |   |   |    |   |            |                                                                                     |   |   |   |   |             |
| ①情報発信<br>(知名度向上・あびらチャンネル)        | 1  | 2                                                                                 | 3 | 4 | 5  | → | 1          | 2                                                                                   | 3 | 4 | 5 |   |             |
| ②住民サービス<br>(町民参画・職員育成・地域サポート制度)  | 1  | 2                                                                                 | 3 | 4 | 5  |   | →          | 1                                                                                   | 2 | 3 | 4 | 5 |             |
| ③行財政運営<br>(財政健全化・電子化・施設統廃合)      | 1  | 2                                                                                 | 3 | 4 | 5  |   | →          | 1                                                                                   | 2 | 3 | 4 | 5 |             |

**問4** あなたは、今後の安平町がどのような特色のあるまちになることが良いと考えますか。(2つまで○印)

1. 子どもの元気な声が響く、地域みんなではぐくむ子育て・教育のまち
2. 町民主体の活動と学びで築く、持続可能な人づくり・コミュニティのまち
3. 若者の挑戦と全世代の雇用を支え、活力ある未来をつくる経済・産業のまち
4. 健康づくりと支え合いで、誰もがいきいきと活躍できる健康・福祉のまち
5. 自然と暮らしが調和する、ほどよい田舎で生活基盤が整った安心・安全のまち
6. 全世代がいきいきと学び芸術・スポーツに触れる生涯学習・文化/スポーツのまち
7. 町民と行政が協力しながらまちづくりを行う住民参画・協働のまち
8. その他 具体的に：

問5 安平町の「望ましい姿」・「目指すべき姿」・「進むべき方向性」などについて、ご意見・ご提案がありましたら、ご自由にお書きください。

(たとえば) まちの魅力、良いところ、守りたいこと、活かしたいこと、とくに改善したいこと、新しくこうした方が良いという提案 など

ご協力、ありがとうございました。  
すごく、うれしいです！

令和5(2023)年度卒業の早来学園9年生が授業で作成した町非公式キャラクター「あびたまなっちー」

子どもたちにも安平町に親しみを持ってほしいとの願いから、創られました。

町公式HPにも登場していますので、ぜひ探してみてください！

